

令和5年度 関ヶ原町一般会計予算における

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てるものとされています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の予定収入額 97,167 千円

(歳出)

社会保障施策に要する経費 577,693 千円

【社会保障施策に要する経費】

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	157,800	112,106	0	0	13,834	31,860
	高齢者福祉事業	613	0	0	0	186	427
	児童福祉事業	73,700	56,612	0	0	5,173	11,915
	母子福祉事業	480	0	0	0	145	335
	小計	232,593	168,718	0	0	19,338	44,537
社会保険	国民健康保険事業	36,785	27,339	0	0	2,860	6,586
	介護保険事業	119,128	6,575	0	0	34,075	78,478
	後期高齢者医療事業	126,231	19,659	0	0	32,264	74,308
	小計	282,144	53,573	0	0	69,199	159,372
保健衛生	福祉医療事業	62,956	23,447	11,000	0	8,631	19,878
	小計	62,956	23,447	11,000	0	8,631	19,878
合計	577,693	245,738	11,000	0	97,168	223,787	

※各事業区分における一般財源額の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分し充当しています。